

議案第22号

鹿屋市子ども・子育て会議条例の一部改正について

鹿屋市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

鹿屋市子ども・子育て会議条例（平成25年鹿屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「法」」を「「支援法」」に改め、「第3項」の次に「並びにこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項」を加える。

第2条中「法」を「支援法」に改め、「事務」の次に「、市町村こども計画（基本法第10条第2項に規定する計画をいう。）の策定及び変更に関する事項並びにこども施策（基本法第2条第2項に規定する施策をいう。）の推進に関する事項」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

こども基本法に規定するこども施策の推進を図るため、鹿屋市子ども・子育て会議の設置目的を改めるとともに、所掌事務に同法に規定する市町村こども計画の策定等に関する事項を追加したいので、本案を提出するものである。